

調停：過払金返還  
(□については、レ印を付したもの)

調停事項の価額 \_\_\_\_\_ 円  
ちょう用印紙額 \_\_\_\_\_ 円  
予納郵便切手の額 \_\_\_\_\_ 円

受 付 印

(不当利得(過払金)返還)  
**調 停 申 立 書**  
東 京 簡 易 裁 判 所 御 中

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申立人の住所・氏名・電話番号等

郵便番号 〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

送達場所  上記住所地  次のとおり

電 話 \_\_\_\_\_

ファクシミリ \_\_\_\_\_

相手方の住所・法人名・代表者名

郵便番号 〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者名 代表者代表取締役 \_\_\_\_\_

調停：過払金返還

(□については、レ印を付したのもの)

申 立 の 趣 旨

相手方は、申立人に対し、

金 万 円

□ 及び { □ 上記金員  
□ 上記金員の内金 万 円 } に対する

□令和 □平成 年 月 日から支払済みまで年 パーセントの割合

による金員

を支払うよう調停を求める。

紛 争 の 要 点

1 金銭消費貸借契約

申立人は、相手方から、次の約定で別紙計算書記載のとおり借り受けた。

(1) 利 息 年 パーセント

(2) 損 害 金 年 パーセント

(3) 支払方法 毎月 日限り金 円

(4) そ の 他

2 返 済

申立人は、相手方に対し、別紙計算書記載のとおり、前記借入金の利息及び元金として弁済した。

調停：過払金返還

3 利息制限法の制限利率による充当計算

(1) 過払金元金

前記弁済金の内、利息制限法の制限利率による利息を超過して支払った部分を、別紙計算書のとおり順次元本に充当した結果、金 万  
円が過払いとなっている。

(2) 利息

請求しない。

請求する。

相手方は、貸金業を営む者であり、利息制限法を超える利息は  
残元金に充当され、残元金が完済になった後は過払金として申立  
人に返還すべきであることを認識して、申立人から弁済を受けて  
きたもので、悪意の受益者である。

起算日 令和 平成 年 月 日から

4 よって、申立の趣旨記載のとおり調停を求める。

添付書類

履歴事項全部証明書  金銭消費貸借契約書  取引履歴書